

答申第364号
平成24年6月6日

千葉県教育委員会
委員長 山田 純子 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成22年5月25日付け教職第119号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第437号

平成22年2月25日付けで異議申立人から提起された、平成22年1月15日付け教職第1186号で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）は、不開示とした情報のうち、次に掲げるものを開示すべきである。

- 1 教育委員会会議の種別
- 2 戒告、減給、停職又は免職の処分
- 3 処分事由に記載された情報のうち別表に掲げる部分
- 4 地方公務員法第29条第1項のうち懲戒処分の根拠となる条項
実施機関のその余の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が、平成22年1月15日付け教職第1186号で行った、行政文書部分開示決定（以下「本件決定1」という。）及び行政文書開示決定（以下「本件決定2」といい、本件決定1と併せて以下「本件決定」という。）について、実施機関が特定した文書は不十分であり、特定されていない文書についての開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 2005年から2007年に行われた処分に関わる文書が開示されなかった。処分に関わる関係文書は存在するのであるから、千葉県ホームページ（以下「ホームページ」という。）の画面の写しが存在しないのであれば、それに類する事件の概要及び処分量刑をまとめた文書を開示できるはずである。

速やかな情報開示を求める。

- (2) 本情報公開請求は、個人の特定を目的としたものではなく、いつ、どのような内容で、どのような処分が行われているのか、また、それらが適正かつ適法に行われているかを過去にさかのぼって確認することを目的としている。

そのため、個人に関する情報（名前、年齢、所属、被害生徒等）を除けば、処分年月日、処分に関わる法的根拠等については、その情報の開示を妨げる理由は認められない。

また、ホームページでも公開されており、その後、文書を不開示にする特段の理由及びプライバシー保護を名目に、本請求を部分開示にする理由は認められない。

平成17年から平成19年までの文書は廃棄されているというが、懲戒処分についてホームページに掲載するための元となった文書は存在し、その文書は当然のことながら保存されているはずであり、それらを特定し、積極的に公開すべきである。

実施機関において行われた処分が、妥当かつ適正であると実施機関が考えているのであれば、その処分について、個人と特定できる部分を除き、その情報を公にし、また、ホームページに掲載した内容とほぼ同等の保存されている文書は積極的に搜索して、その文書を特定して公開し、各処分に関する妥当性について、日本国民の判断を仰ぐべきである。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 行政文書開示請求について

異議申立人は、実施機関に対し、平成21年12月18日付けで「2005年4月から2009年11月までに、教育委員会において行われた懲戒処分の内容をホームページに掲載した、そのホームページ画面の写し、全て。」の行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件請求に係る対象文書及び本件決定について

(1) 実施機関は、情報公開・個人情報センターと異議申立人とのやりとりについて、以下のとおり確認した。

ア 異議申立人に対して、本件請求に係る対象文書について、現在掲載されているホームページ画面は1ヶ月でリンクが解除され、データも削除される旨説明したこと。

イ 異議申立人の請求した対象文書とほぼ同等の内容のものとして、平成20年4月以降の報道機関に発表を行った原稿文書（以下「本件対象文書」という。）であれば存在する旨説明したこと。

ウ 本件対象文書を特定することで異議申立人の了解を得られたこと。

(2) 上記より、実施機関は本件請求に係る対象文書として以下の15件の本件対象文書を特定し、アないしケについては本件決定2を、コないしソについては千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第8条第2号に該当するとして本件決定1を行った。

ア 学校職員の懲戒処分について（平成20年12月25日付け）

イ 学校職員の懲戒処分について（平成21年1月21日付け）

ウ 学校職員の懲戒処分について（平成21年3月4日付け）

エ 学校職員の懲戒処分について（平成21年3月24日付け）

オ 学校職員の懲戒処分について（平成21年4月15日付け）

カ 学校職員の懲戒処分について（平成21年6月10日付け）

キ 学校職員の懲戒処分について（平成21年9月16日付け）

ク 学校職員の懲戒処分について（平成21年10月21日付け）

ケ 学校職員の懲戒処分について（平成21年11月18日付け）

コ 学校職員の懲戒処分について（平成20年●月●日付け）

（本件決定1の通知書別紙1の1に記載されたもの。以下「文書1」という。）

サ 学校職員の懲戒処分について（平成20年●月●日付け）

シ 学校職員の懲戒処分について（平成20年●月●日付け）

（本件決定1の通知書別紙1の3に記載されたもの。以下「文書2」という。）

ス 学校職員の懲戒処分について（平成20年●月●日付け）

（本件決定1の通知書別紙1の4に記載されたもの。以下「文書3」という。）

セ 学校職員の懲戒処分について（平成20年●月●日付け）

（本件決定1の通知書別紙1の5に記載されたもの。以下「文書4」という。）

ソ 学校職員の懲戒処分について（平成20年●月●日付け）

3 本件対象文書の内容について

本件対象文書は、平成20年度と平成21年度において、服務事故等を起こした職員について、地方公務員法（昭和25年法律第261号）その他の関係法令に照らし

て懲戒処分を決定し、教総第82号（平成15年5月21日付け）で通知した職員懲戒処分に関する公表基準に則り、報道機関に発表した原稿文書である。記載内容は、実施機関の懲戒処分の決定の概要、被処分者、所属、処分内容、処分事由、法的根拠及び適用条項から構成されており、ホームページ上に掲載された文書とほぼ同内容のものである。

4 本件対象文書のうち不開示とした部分の理由について

(1) 条例第8条第2号本文該当性について

ア 氏名は特定個人が識別される情報であることは明らかである。

イ 教育委員会会議の開催年月日については、本件対象文書の内容が報道発表の内容とも重なるものであり、教育委員会会議を開催し処分を行った日に報道発表を行うことから、年月日を開示すると新聞に掲載された日付が明らかになるため当該新聞記事等と照合することにより、当該被処分者を特定又は特定するきっかけになり、当該被処分者が識別され、また、識別されない場合でも当該事故が特定され事案の概要を知ることとなり、当該被処分者の権利利益が害されるおそれがあるものである。

また、会議の種別を開示することで、該当教育委員会会議の開催年月日が特定されるおそれがあり、結果的に開催年月日を開示した場合と同様の結果が懸念されるものである。

ウ 所属名を開示すると特定の学校が明らかになり、学校要覧等入手可能であると通常考えられる他の情報と照合することにより、特定の個人を識別でき得る情報となるものである。

エ 処分内容を開示すると、本件対象文書はすべて平成20年にホームページに掲載されたことが明らかであり、処分内容と当該年の新聞記事を照合することにより、特定個人が識別でき得る情報となるものである。

オ 処分事由中の事故発生年月日、曜日、時刻のほか、事故発生場所、具体的に被処分者がとった行動、被害生徒の行動や被害の状況等については、すでにホームページに掲載して公表した資料等や教職員等の関係者が所有する職員録等と照合することにより特定個人が識別され得る情報である。

カ 適用条項の地方公務員法第29条第1項のうち該当する号の番号については、仮に第2号が該当していた場合、処分事由が「職務上の義務に違反し、職務を怠った」ためであるということが特定され、ホームページ上で公開されている「懲戒処分の指針」との照合によって処分内容の類推が可能となり、エで説明したとおり特定個人を識別でき得る情報である。

キ 上記イないしカで説明した情報については、学校における懲戒事案は発生件数が限られており、同僚や知人などの一定範囲の関係者には誰であるか既に明らかになっている可能性が高いと考えられる。そのため、開示すれば事案の詳細を確知したり一層広範囲な者に当該者が特定されることになり当該被処分者の権利利益が害されるおそれがあるものであり、特定の個人を識別できないとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報である。

ク 生徒が被害者である事案の場合には、被処分者の氏名、職名、教科名、被処分者のとった具体的行動等が被害生徒にとっての個人情報ということもできる。

ホームページに掲載してすでに公表された情報と照合することにより、当該事件の内容が推測され、そのことによって被害者が不当な中傷や圧力を受けるおそれ

があるもので、特定の個人を識別できないとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報である。

(2) 条例第8条第2号ただし書イ該当性について

ア 条例第8条第2号ただし書の公にされている情報とは、開示請求時点において公表状態に置かれていると評価される情報と考えられるが、職員による非違行為のあらましが過去のある時点において報道発表されると、それにより当該個人が識別され、又は公表内容が当該個人の非違行為に係る情報であることから、公表によりその者の権利利益が害されるおそれが生じることになる。それにもかかわらず報道発表されるのは、同種非違行為事案の再発防止、その他職務執行行為の適正及び倫理の保持を図り、県民の信頼の確保に資することを目的にしているためであると考ええる。

イ これに対し、情報公開では、行政機関の諸活動を県民に説明する責任を全うするために、保有する情報を求めに応じて開示することを原則にしつつも、個人に関する情報がみだりに公にされないよう最大限の配慮をしなければならないとし、個人情報については、原則開示と個人のプライバシーの保護の両面から判断する必要がある。そうすると、上述した報道発表の目的と対比するとき、報道発表の時点から時間が経過するに従い、事案の社会的影響や事案に関する社会一般の関心や記憶は薄れていき、新聞社名や報道年月日が特定されない限り次第に公衆が知り得る状態に置かれているとは言えなくなっていくと認められる。

ウ また、非違行為事案を起こした被処分者個人の識別・特定に関する情報は、当該個人について非違行為歴として個人の資質、人格又は名誉等にかかわる秘匿性の高い情報であることから、その権利利益を守る必要性が増していくと考え、報道発表後、相応の時間が経過したような場合においては、ただし書イには該当しないものと考ええる。

エ そして、国の答申では、公表から開示請求までの期間が1年に満たない事案について開示すべきとしている事例があり、さらに報道発表資料は県文書館において配架しているが、「県政情報の公表に関する要綱の運用について(平成13年2月19日制定。以下「運用」という。)」で、閲覧に供する期間は1年間と定めていることから、公表から開示請求までの期間が1年程度経過しているかどうかを目安にただし書イ該当性の判断をしている。

結果、本件対象文書についてはただし書イに該当しないものである。

(3) 条例第8条第2号ただし書ロ及びニ該当性について

本件対象文書に係る情報は、同号ただし書ロ及びニに該当するものではない。

(4) 条例第8条第2号ただし書ハ該当性について

本件対象文書に記載された当該職員及び関係職員の情報については、事故あるいは非違行為に係る情報であり、職務遂行の内容に係る情報とは認められない。

(5) 報道機関への発表原稿の保存期間について

ホームページ上の画面を構成する文書の内容は、主に報道機関への発表原稿によるものであるが、同原稿は千葉県教育委員会行政文書管理規則(平成13年千葉県教育委員会規則第14号。以下「規則」という。)に基づき保管期間を1年間としているため、平成17年から平成19年までの文書は廃棄されており存在していない。

5 異議申立ての理由について

異議申立人は、異議申立人の主張要旨2のとおり主張するが、本件請求については、

開示請求の対象文書として特定する文書について、情報公開・個人情報センター職員を通じて異議申立人に確認を行っている。その結果、懲戒処分についてホームページに掲載した内容とほぼ同等の文書であって、教職員課で保有していた平成20年度、21年度の文書を特定すればよいこととなったので、本件対象文書について本件決定を行ったものである。

第4 審査会の判断

千葉県情報公開審査会（以下「審査会」という。）は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件対象文書をもとに審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求及び本件決定について

本件請求及び本件決定については、実施機関の説明要旨1及び2のとおりである。

2 本件対象文書以外の対象文書の不存在について

異議申立人は、本件決定に係る文書の特定が不十分であり、本件対象文書以外の処分に関わる文書について特定して開示すべきと主張するので以下検討する。

(1) 審査会が、本件請求に係る関係文書を見分したところ、以下について認められる。

ア 異議申立人が本件請求により開示を求めた文書は、実施機関が平成17年4月から平成21年11月までに行った懲戒処分について、ホームページに掲載された画面の写しであること。

イ 当該画面の写しについて、その掲載期間は1ヶ月であり、当該期間を過ぎるとデータは削除されること。

また、異議申立人が本件請求で求めた文書と同等の文書として、平成20年4月以降の本件対象文書を保有している旨説明していること。

ウ 異議申立人は、上記説明を受けて本件対象文書を特定することで了解していること。

(2) また、審査会が事務局職員をして本件対象文書の保存期間について確認させたところ、実施機関は、規則により1年保存として取り扱っていることが認められる。

(3) よって、実施機関が平成19年度以前の文書について廃棄していると説明することは、首肯できるものである。

なお、懲戒処分に関する文書としては、本件対象文書のほか起案文書等があるが、本件請求及びその後の異議申立人への確認から、実施機関が本件対象文書を特定したことは妥当であると判断する。

3 本件対象文書について

本件対象文書は、実施機関が行った懲戒処分について、当該処分をホームページに掲載した画面の写しと同等の内容である、報道機関に発表した原稿文書である。

当審査会が本件対象文書を見分したところ、本件決定において実施機関が開示しなかった情報は以下のとおりである。

(1) 被処分者の氏名、職名及び年齢

(2) 教育委員会会議の開催年月日及びその種別

(3) 被処分者が所属していた学校の名称

(4) 戒告、減給、停職又は免職の処分

(5) 処分事由中の事故発生年月日、曜日、時刻のほか、事故発生場所、具体的に被処分者がとった行動、被害生徒の行動や被害の状況等

(6) 地方公務員法第29条第1項のうち懲戒処分の根拠となる条項

4 条例第8条の該当性について

(1) 条例第8条第2号該当性について

本件対象文書には、被処分者の非違行為の内容及びこれに対する処分に関する記載が、当該被処分者の氏名、所属等とともに記載されていることから、それぞれの文書の全体が当該被処分者に係る条例第8条第2号本文に規定する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名その他の記述により特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

(2) 条例第8条第2号ただし書イ該当性について

ア 実施機関は、国の答申及び運用に基づき、条例第8条第2号ただし書イ該当性について判断しているので、次のとおり検討する。

イ 実施機関の説明によれば、本件対象文書は、地方公務員法その他の関係法令に照らして懲戒処分を決定し、職員の懲戒処分等に関する公表基準（平成15年5月21日制定）に則り、報道機関に発表した原稿文書である。

また、本件対象文書は規則の定めに従い管理されており、その保存期間は1年とされているとのことである。

ウ ところで、懲戒処分の事案に係る公表と条例第8条第2号ただし書イの関連性については、次のとおり考えられる。

条例第8条第2号ただし書イに規定する公にされている情報とは、開示決定等の時点において公表状態に置かれていると評価される情報を意味すると解されるところ、公務員による非違行為について、被処分者の氏名及び年齢、被処分者が所属していた学校の名称、処分内容、処分事由その他の被処分者がだれであるかを特定することができる情報と共に、過去のある時点で公表され、公衆が広く知り得る状態に置かれると、特定の個人が識別され、当該個人に関する情報が公にされることとなり、公表の内容が当該個人の非違行為に係る情報であることから、当該個人の権利利益が害されるおそれを生じることとなる。

また、被処分者の氏名は公表しないものの、被処分者を特定することができる情報が過去のある時点で公表されると、被処分者の同僚、知人その他の関係者にとっては、当該個人が識別され、同様に当該個人の権利利益が害されるおそれを生じることとなる。

それにもかかわらず公表が行われるのは、同種非違行為の再発防止その他職務を執行する行為の適正及び倫理の保持を図り、それによって、公務員に対する県民の信頼の確保に資することを目的としているためであると考えられる。

その一方で、条例においては、行政機関の諸活動を県民に説明する責務を全うするために、保有している情報を求めに応じて開示することを原則としつつも、個人に関する情報については、条例第8条第2号及び第9条により、個人の権利利益を侵害する程度等との均衡を図りつつ、開示することが求められている。

そうすると、上述した公表の目的と対比するとき、過去の一時点において事案の概要が公表された場合、当該概要のうち被処分者がだれであるかの部分を除いた部分、すなわち非違行為の客観的態様の部分については、時の経過を考慮する必要性が乏しいことから、特段の事情がない限り開示決定等の時点においても慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められる。

しかしながら、被処分者がだれであるかという情報については、公表の時点から時間が経過するに従い、非違行為の事案に係る社会的影響や当該事案に対する

社会一般の関心や記憶は薄れ、報道媒体や報道年月日が特定されない限り、次第に公衆が知り得る状態に置かれているとは言えなくなっていくと認められる。

また、非違行為事案を起こした職員個人の識別、特定に関する情報及びその処分の内容に係る情報は、当該個人についての処分歴として秘匿性の高い情報であることから、その権利利益を守る必要性が増していくと認められる。それゆえ、公表後、相応の時間が経過したような場合においては、公表された情報のうち、被処分者がだれかに関する情報及び処分歴に係る情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当しないと解するのが相当である。

エ そこで、本件対象文書について検討すると、本件対象文書は、懲戒処分の事案に係る公表から本件請求までの間に1年以上経過しており、期間の経過による社会的影響、当該事案に対する社会一般の関心及び記憶が薄れることと非違行為の事案を起こした職員の権利利益の擁護の必要性等を併せ考えると、公表された情報のうち、以下の情報については条例第8条第2号ただし書イに該当すると認められ、これを公にしても被処分者の権利利益が新たに追加的に害されるおそれがないので、今なお慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報と認められる。

(ア) 上記3(2)のうち教育委員会会議の種別について、実施機関は、実施機関の説明要旨4(1)イ後段のとおり説明するが、本件対象文書に記載されている当該種別の記載は全て同じものであり、これを開示しても教育委員会会議の開催年月日を特定することができるとは認められず、被処分者がだれであるかを特定する情報とは認められない。

(イ) 上記3(4)について、免職及び停職の処分は、処分の外形上、客観的に、免職又は停職の処分であることが一見看取り得るものであるところ、同様の処分が複数存在するため、当該情報を開示しても、被処分者がだれであるかを特定することができる情報とは認められない。

また、戒告及び減給の処分は、処分の外形上からはどのような処分であるか看取り得るものではなく、個々の処分は異なるものの、当該情報を開示しても、被処分者がだれであるかを特定することができる情報とは認められない。

(ウ) 上記3(5)のうち、別表に掲げる情報については、既に開示されている非違行為の客観的態様の部分であり、今なお慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報と認めるべきである。

(エ) 上記3(6)については、懲戒処分の事由を定めたものであり、その内容は、法令に違反した場合、職務上の義務に違反する場合又は職務を怠る場合及び全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合に過ぎないことから、被処分者がだれであるかを特定することができる情報とは認められず、これを公にしても被処分者の権利利益が新たに追加的に害されるおそれがないので、今なお慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報と認められる。

(3) 条例第8条第2号ただし書ロないしニの該当性について

ア 条例第8条第2号ただし書ロ該当性について、本件対象文書で不開示とした部分に記載された情報については、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、開示することが必要であると認めるべき特段の事情があるとは認められない。

イ 条例第8条第2号ただし書ハ該当性について、被処分者が公務員であり、当該事案の中に被処分者の職務に関する部分が含まれるとしても、懲戒処分を受ける

ことは、当該被処分者に分任された職務を遂行する内容に係る情報とは言えないことから、本件対象文書で不開示とした部分に記載された情報が当該条項に該当するとは認められない。

ウ 条例第8条第2号ただし書ニ該当性について、当該情報については、食糧費の支出を伴う懇談会、説明会等に係る情報は記録されていないため、当該条項に該当するとは認められない。

5 条例第9条第2項の部分開示の可否について

(1) 開示請求に係る対象文書に条例第8条第2号の特定の個人を識別することができる情報が記録されている場合には、条例第9条第2項の規定により、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いて開示することとされているので、上記4において開示すべきとした部分を除く不開示部分について、部分開示の可否を次のとおり検討する。

(2) 上記3(1)及び(3)は、被処分者を識別することができることとなる記述であり、同項に規定する特定の個人を識別することができることとなる記述の部分に該当すると認められる。

(3) 上記3(2)のうち教育委員会会議の開催年月日及び(5)のうち非違行為の客観的態様の部分以外の情報については、条例第8条第2号に規定する個人に関する情報のうち、被処分者を識別することができることとなる記述の部分に当たるものとは必ずしも言えない。しかしながら、既に開示された部分により当該被処分者の非違行為のおおよその内容が明らかになっている以上、更にこれらの情報を開示すれば、当該被処分者の氏名など上記(2)の特定の個人を識別することができることとなる記述の部分を除いたとしても、被処分者の同僚、知人その他の関係者にとっては、当該被処分者が誰であるかを特定することができることとなる。

よって、これまで知られていなかった懲戒処分の内容、非違行為の詳細、被処分者の処分歴に係る情報がこれらの者に明らかとなることにより、当該被処分者の権利利益が害されるおそれがある。

(4) したがって、上記(2)及び(3)の情報は、これを公にしても被処分者等の権利利益が害されるおそれがないと認めることはできないので、条例第9条第2項により部分開示を行うことはできず、不開示としたことは妥当である。

6 異議申立人の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

7 結論

以上のとおり、実施機関は不開示とした情報のうち、次に掲げるものを開示すべきである。

- (1) 上記3(2)のうち教育委員会会議の種別
- (2) 上記3(4)
- (3) 上記3(5)のうち、別表に掲げる部分
- (4) 上記3(6)

実施機関のその余の決定は妥当である。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
22. 5. 24	諮問書の受理
22. 7. 7	実施機関の理由説明書の受理
22. 8. 26	異議申立人の意見書の受理
24. 3. 27	審議
24. 4. 24	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部 会 長
瀧 上 信 光	千葉商科大学政策情報学部教授	部会長職務代理者
湊 弘 美	弁護士	
横 山 清 美	環境パートナーシップちばアドバイザー	

(五十音順：平成24年4月24日現在)

別表

本件対象文書	開示すべき部分
文書1	記2「処分事由」の4行目4文字目から7文字目まで、11文字目から13文字目まで及び17文字目から19文字目まで
文書2	記1「処分事由」の3行目15文字目から16文字目まで
文書3	記1「処分事由」の2行目21文字目から3行目10文字目まで及び4行目11文字目から21文字目まで
文書4	記1「処分事由」の2行目22文字目から23文字目まで